

◎義務化された合理的配慮提供について理解を深めるセミナー

2024年4月、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました！

# 「茨城大学バリアフリー推進室における合理的配慮の 取り組み事例

## ～発達に特性のある学生への支援の実際と 企業のみなさまへお伝えしたいこと」

講師：茨城大学 学術研究院教育学野准教授 スチューデントサクセスセンター  
スチューデントライフサポート室長・キャリアサポート室長 宮崎尚子氏  
茨城大学 臨床心理相談講師 進藤純平氏  
茨城大学 学術研究院人文社会科学野准教授 矢嶋敬紘氏

2024年11月27日(水) 15:00～16:30

茨城県産業会館 1F 研修室(水戸市桜川2-2-35 水戸駅南口徒歩7分)

参加費 無料 定員30名(先着順)

障がい者差別解消法が改正されたことに伴い、2024年4月1日から民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法では、行政機関等および民間事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱い」、「合理的な配慮の提供」といった法が求める配慮について理解を深めるため、茨城大学バリアフリー推進室から講師をご派遣頂きセミナーを開催致します。

セミナーでは、茨城大学が教育機関として取り組まれている合理的配慮、とくに発達に特性のある学生への支援の実際と、卒業後多くの時間を過ごすことになる企業内での接し方(配慮)についてもお話し頂きます。ぜひご参加をお待ちしております。

### 主なセミナー内容(予定)：

- ①茨城大学バリアフリー推進室について  
・バリアフリー推進室の機能と実績 ・合理的配慮の実施状況
- ②発達に特性がある学生の支援の実際 ・障害の特徴と傾向
- ③障害学生の卒後を見据えた支援の課題
- ④2024年4月～、民間事業者への合理的配慮提供義務の拡大について

■ 申込方法：下記「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、E-mail (gotou@ikk.or.jp) にてお申込み下さい。参加票は発行致しません。

■ お問い合わせ：一般社団法人茨城県経営者協会 後藤 (TEL029-221-5301 E-mailgotou@ikk.or.jp).....

◎11月27日、合理的配慮提供について理解を深めるセミナー参加申し込み(E-mail gotou@ikk.or.jp)

※ご参加頂ける場合のみご連絡をお願い申し上げます。

会社名		E-mail	
参加者役職名・氏名			
参加者役職名・氏名			

※ご記入頂きました情報は、当日の交流促進を目的とし出席者に配布・受付業務のみに使用し、行事終了次第、適切な方法で破棄致します。